

商品概要説明書

夏彩(なついろ)定期3年コース

(2025年7月1日現在)

1. 商品名	○スーパー定期貯金（複利型） （愛称：夏彩(なついろ)定期3年コース）
2. 販売対象	○個人
3. 販売期間 募集金額	○2025年7月1日(火)～2025年8月29日(金) ○20億円（夏彩(なついろ)定期1年コースとの合計となります。 また予定した金額に達した時点で販売終了となります。）
4. 期 間	○定型方式……3年 ※自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いのみとなります。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入条件 (5) 預入対象者 (6) 預入制限	○一括預入 ○10万円以上 ○1円単位 ○当JAに新規にお預けいただける資金を対象とさせていただきます。 既に当JAにお預けいただいている普通貯金・定期貯金等から本商品に切り替えることはできません。 ○①組合員またはその同居の家族 ②新たに出資をお申込みいただける方 ③当JAへ給与または年金振込のある方 ④当JAでローン契約のある方 ○取引の公平性を確保するため、過去または契約前後におけるお預入れ資金の解約や出金状況等のお取引状況を踏まえ、当JAの判断により本商品のご利用をお断りする場合がございます。
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。 ○一部支払いの取り扱いができます。預入日（または継続日）の1か月後の応答日以後に、1万円以上1円単位で、当JAの中途解約利率により一部支払いが可能です。
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	○利率年0.60%を満期日まで適用します。なお、一部支払い後の残高により金額階層も変更となる場合は、一部支払いした日から満期日まで変更後の約定利率を適用します。満期日以降は、自動継続時のスーパー定期3年ものの店頭表示金利が適用されます。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ○20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭またはホームページに表示しています。
8. 手数料	——
9. 付加できる 特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ○マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ○通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。

10. 中途解約時の取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ① 6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 ② 6か月以上1年未満 … 約定利率×40% ③ 1年以上1年6か月未満…約定利率×50% ④ 1年6か月以上2年未満…約定利率×60% ⑤ 2年以上2年6か月未満…約定利率×70% ⑥ 2年6か月以上3年未満…約定利率×90%
11. 貯金保険制度（公的制度）	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当JA本支店または金融部（電話：0548-22-9538）にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。）
13. その他参考となる事項	○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○本商品はATM・JAネットバンクでのご契約はできません。 ○金利環境の変化等により、適用金利が変更となる場合や、お取り扱いを中止させていただく場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAハイナン

商品概要説明書

夏彩(なついろ)定期1年コース

(2025年7月1日現在)

1. 商品名	○スーパー定期貯金（単利型） （愛称：夏彩(なついろ)定期1年コース）
2. 販売対象	○個人
3. 販売期間 募集金額	○2025年7月1日(火)～2025年8月29日(金) ○20億円（夏彩(なついろ)定期3年コースとの合計となります。 また予定した金額に達した時点で販売終了となります。）
4. 期 間	○定型方式……1年 ※自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いのみとなります。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入条件 (5) 預入制限	○一括預入 ○10万円以上 ○1円単位 ○当JAに新規にお預けいただける資金を対象とさせていただきます。 既に当JAにお預けいただいている普通貯金・定期貯金等から本商品に切り替えることはできません。 ○取引の公平性を確保するため、過去または契約前後におけるお預入れ資金の解約や出金状況等のお取引状況を踏まえ、当JAの判断により本商品のご利用をお断りする場合がございます。
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	○利率年0.50%を満期日まで適用します。満期日以降は、自動継続時のスーパー定期1年ものの店頭表示金利が適用されます。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ○20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭またはホームページに表示しています。
8. 手数料	———
9. 付加できる 特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ○マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができます。 ○通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
10. 中途解約時の 取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満 …… 約定利率×50%
11. 貯金保険制度 （公的制度）	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を

	満たすもの)を除く。)と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。
12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情(以下「苦情等」という。)につきましては、当JA本支店または金融部(電話:0548-22-9538)にお申し出ください。当JAでは規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、JAバンク相談所(電話:03-6837-1359)でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当JA金融部またはJAバンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター(JAバンク相談所を通じてのご利用となります。上記JAバンク相談所にお申し出ください。)
13. その他参考となる事項	○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○本商品はATM・JAネットバンクでのご契約はできません。 ○金利環境の変化等により、適用金利が変更となる場合や、お取り扱いを中止させていただく場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

JAハイナン

商品概要説明書

夏の感謝定期

(2025年7月1日現在)

1. 商品名	○スーパー定期貯金（単利型） （愛称：夏の感謝定期）
2. 販売対象	○個人
3. 取扱期間	○2025年7月1日(火)～2025年8月29日(金)
4. 期 間	○定型方式……1年 ※自動継続（元金継続または元利金継続）の取扱いのみとなります。
5. 預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入条件	○一括預入 ○50万円以上500万円以下 ○1円単位 ○普通貯金からの振替資金 ※当JAの定期貯金を解約しての作り替えは対象外とさせていただきます。
6. 払戻方法	○満期日以後に一括して払い戻します。
7. 利 息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税 金 (5) 金利情報の 入手方法	○スーパー定期貯金1年ものの店頭表示金利+0.15%を満期日まで適用します。次回継続時には自動継続時のスーパー定期1年ものの店頭表示金利を当該満期日まで適用します。 ○満期日以後に一括して支払います。 ○付利単位を1円として1年を365日とする日割計算となります。 ○20.315%（国税15.315%、地方税5%）※の分離課税となります。 ※2037年12月31日までの適用となります。 ○金利は店頭またはホームページに表示しています。
8. 手数料	———
9. 付加できる 特約事項	○自動継続扱いのものは、総合口座の担保に組入れできます。 （貸越利率は担保定期貯金の約定利率に年0.5%を上乗せした利率） ○マル優（障がい者等を対象とする「少額貯蓄非課税制度」）の取扱いができません。 ○通帳レス口座サービス（通帳等の発行に代えてJAバンクアプリにより通帳レス口座利用規定が適用される貯金口座の残高・入出金明細等をご確認いただくサービス）がご利用になれます。
10. 中途解約時の 取扱い	○満期日前に解約する場合は、以下の中途解約利率（小数点第4位以下切捨て）により計算した利息とともに払い戻します。 ①6か月未満 …………… 解約日における普通貯金利率 ②6か月以上1年未満 … 約定利率×50%
11. 貯金保険制度 （公的制度）	○保護対象 当該貯金は当JAの譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第51条の2に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という3条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本1,000万円とその利息が貯金保険により保護されます。

12. 苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店または金融部（電話：0 5 4 8－2 2－9 5 3 8）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 静岡県弁護士会あっせん・仲裁センター（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）
13. その他参考となる事項	○満期日以後の利息は解約日または書替継続日における普通貯金利率により計算します。 ○本商品は A T M・J A ネットバンクでのご契約はできません。 ○金利環境の変化等により、適用金利が変更となる場合や、お取り扱いを中止させていただく場合があります。

詳しくは窓口にお問い合わせください。

J A ハイナン